

## 川崎市こども未来局社会福祉連携推進法人認定等事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、こども未来局が行う社会福祉連携推進法人の認定及び認可等（以下「認定等」という。）に関する事務を適正かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

### (事前指導)

第2条 認定等の審査は、認定等の申請者に対する事前指導を経たものについて行うものとする。

2 事前指導は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、同施行規則(昭和26年厚生省令第28号。)及び社会福祉連携推進法人の認定等について(令和3年11月12日社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長)によって定められている基準等に基づいて行うものとし、その指導は、認定等の要件が具備するに至るまで行うものとする。

### (事前指導及び審査の体制)

第3条 前条に規定する事前指導及び審査は、総務部監査担当課長が行うものとする。

### (認定等の決定)

第4条 認定等については、市長が決定するものとする。

### (認定等の通知及び公示)

第5条 社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に対して通知するとともに、本市ホームページへ登載することにより公示するものとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。